

## 法人税実務事例検討

外国法人が発行した優先株式を  
普通株式に転換した場合の取扱い新日本アーンストアンドヤング税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

優先株式の普通株式への転換が、取得請求権付株式等の行使等による株式の譲渡に該当する場合、外貨建取引に係る為替差損益を含めて有価証券の譲渡損益は繰延処理される。

## 事 例

当社は電子部品の製造業を営む〇月決算法人であり、取引先である外国の電機メーカーの普通株式への転換請求権付きの優先株式（以下「外国優先株式」といいます。）を保有しておりました。

この外国優先株式につきその外国の電機メーカーの普通株式（以下「外国普通株式」といいます。）への転換条項に基づき転換請求をし、外国普通株式を受け取りました。

当社は外国優先株式 10,000 株（1 株当たりの払込金額は 10 米国ドル）を保有しており、今回の外国普通株式への転換は、外国優先株式 1 株当たり外国普通株式 10 株の割当てとなっていたことから、外国普通株式 100,000 株（額面 1 米国ドル）を取得しましたが、その転換時の外国優先株式の時価は 20 米国ドルであり、普通株式の時価は 2 米国ドルでした。

ところで、当社が外国優先株式の払込みをした時の為替レートは 140 円／米国ドルであり、外国優先株式の帳簿価額は 14,000,000 円となっておりますが、転換時の為替レート（TTM）は 85 円／米国ドルとなっております。

当社は外国優先株式をその他有価証券として処理しておりましたので、外国優先株式から外国普通株式への転換について、有価証券譲渡損益を計上しましたが、法人税の所得金額の計算では譲渡益の繰延処理が認められますか。

## 【当社の会計処理】

外国普通株式	17,000,000 円	／	外国優先株式	14,000,000 円	
			／	株式譲渡益	3,000,000 円

## I 本事例における法令等の検討

## 1 取得請求権付株式等の請求権の行使等による株式の譲渡

平成 18 年度税制改正により、「取得請求権付株式等の請求権の行使等による株式の譲渡」の改正が行われ、法人がその有する取得請求権付株式等の対象事由による譲渡が適用要件を満たす場合には、その譲渡対価はその譲渡をした株式の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とされ、その譲渡損益の計上を繰り延べることとされています（法法 61 の 2<sup>⑬</sup>）。

この税制改正の趣旨について、『平成 18 年版改正税法のすべて』（財大蔵財務協会編）の 271 頁以下に記載されているので、その一部を抜粋します。

旧商法の転換予約権付株式、強制転換条項付株式、償還株式及び買受株式は、会社法では取得請求権付株式の取得と対価の交付及び取得条項付株式の取得と対価の交付という構成とされ、旧商法の株式の強制消却は会社法では全部取得条項付種類株式の取得と対価の交付及び取得した自己株式の消却という構成とされ、これらの取得の対価として新株、自己株式、新株予約権、金銭その他あらゆる資産を交付し、又

は何も交付しないことが可能となりました。これは、株主側から見れば株式の譲渡となるため、法人税法上は譲渡損益が計上され、また、みなし配当の額が生ずるところです。しかしながら、その対価が発行人の株式のみである場合には、従前の転換株式の転換と経済的効果は変わらず、投資が継続しているという点を考慮し、いわゆる簿価譲渡として課税を繰り延べるとともに、みなし配当課税を適用除外とされたものです。ただし、合併又は分割型分割の場合と同様、対価に発行法人の株式以外の資産が含まれている場合（複数の株主の株式が取得される場合には、いずれかの株主に発行法人の株式以外の資産が交付される場合）には、対価として交付される発行法人の株式に対応する部分を含めて課税の繰延べはしないこととされています。

## 2 外貨建取引の換算

内国法人が外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいいます。）を行った場合には、その外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいいます。）は、

その外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額とされています(法法61の8①)。

この場合の外国為替の売買相場とは、その取引を計上すべき日における対顧客直物電信売相場(電信売相場)と対顧客直物電信買相場(電信買相場)の仲値(TTM)によることとされています。ただし、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用又は負債については取引日の電信売相場によることも認められています(法基通13の2-1-2)。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 取得請求権付株式等の請求権の行使等による株式の譲渡に該当するか

貴社の保有する外国優先株式について、取得請求権の行使により外国普通株式に転換したものであることからすると、①取得の対価として取得法人の株式のみが交付されること、②取得された株式と交付を受けた株式が概ね同額であること、の適用要件を満たす場合には、外国優先株式の譲渡損益は繰延処理されることとなります。

本事例の場合、外国優先株式10,000株の対価として、その外国普通株式100,000株のみが交付されていること、外国優先株式の時価200,000米ドル(@20\$×10,000株)と外国普通株式の時価200,000米ドル(@2\$×100,000株)が同額であることから、取得請求権付株式等の請求権の行使等による株式の譲渡に該当すると考えられます。

したがって、外国優先株式の譲渡損益は、法人税の所得金額の計算においては、繰延処理されることとなります。

### 2 外国普通株式の取得価額

貴社の保有する外国優先株式について、取得請求権の行使により外国普通株式に転換したものであることから、外貨建取引に該当することとなります。

この場合において、外国普通株式の取得価額は、その取得の時における有価証券の取得のために通常要する価額(時価)となることが原則ですが(法令119①二十六)、法人税法第61条の2第13項第1号に規定する取得請求権株式に係る同号に定める請求権の行使により、取得請求権付株式を発行法人に譲渡し、その対価としてその発行法人の種類異なる株式を取得した場合には、当該取得請求権付株式の当該請求権の行使の直前の帳簿価額に相当する金額(その交付を受けるために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)とされている(法令119①十四)ことから、外国普通株式の取得価額は外国優先株式の帳簿価額である14,000,000円となります。

### 3 外貨建取引の換算

貴社は、①外国優先株式の譲渡として@20米ドル×10,000株=200,000米ドルという外貨建取引と、②外国普通株式の取得として@2米ドル×100,000株=200,000米ドルという外貨建取引を行ったこととなります。

この2つの外貨建取引は、その外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により円換算することとなります。

そうすると、①外国優先株式の譲渡として 200,000 米 国 ド ル × @ 85 円 / \$ = 17,000,000 円と、②外国普通株式の取得として 200,000 米 国 ド ル × @ 85 円 / \$ = 17,000,000 円となります。

しかしながら、本事例の場合、法人税法第 61 条の 2 第 13 項第 1 号の規定に該当することから、外国優先株式の譲渡対価は、その取得請求権の行使の直前の帳簿価額に相当する金額である 14,000,000 円となります。

また、外国普通株式の取得価額は、外国優先株式のその取得請求権の行使の直前の帳簿価額である 14,000,000 円となります

(その交付を受けるために要した費用がないものとしています)。

その結果、外国優先株式の含み益 3,000,000 円は外国普通株式の含み益として、その外国普通株式の譲渡時まで繰延処理されることとなります。

#### 4 本事例の税務処理

貴社は外国優先株式の外国普通株式への転換を株式の交換として時価譲渡取引の会計処理をしていることから、税務上の簿価譲渡取引に修正する必要があるため、申告調整が必要となります。

(貴社)

##### 【会計処理】

外国普通株式	17,000,000 円	/	外国優先株式	14,000,000 円
			株式譲渡益	3,000,000 円

##### 【税務処理】

外国普通株式	14,000,000 円	/	外国優先株式	14,000,000 円
--------	--------------	---	--------	--------------

##### 【税務修正】

株式譲渡益	3,000,000 円	/	外国普通株式	3,000,000 円
-------	-------------	---	--------	-------------

< 貴社の申告調整 >

【別表 4】

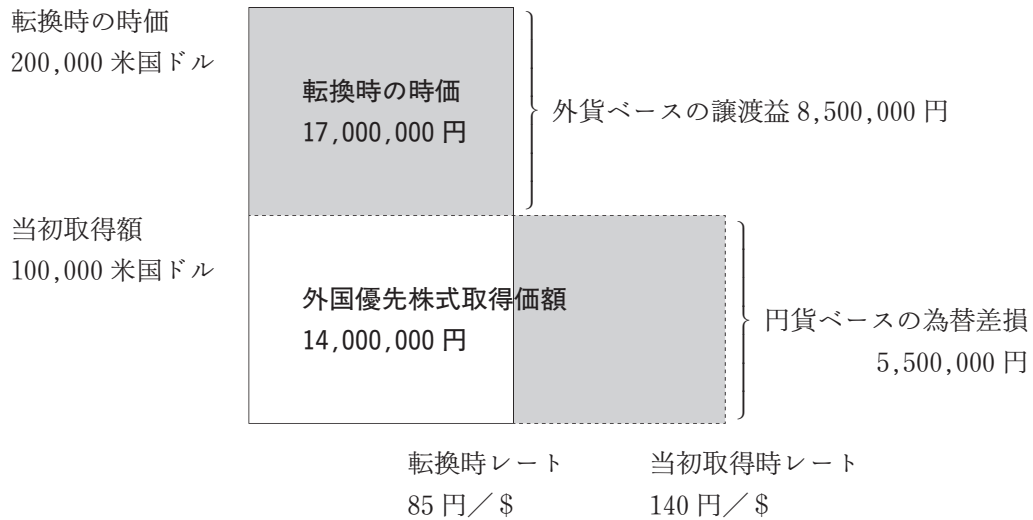
所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	〇〇・〇・〇 〇〇・〇・〇〇	法人名	〇〇社	
区 分		総 額	処 分			
			留 保		社 外 流 出	
		①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額		円	円	配 当	円	
				そ の 他		
減 算	減価償却超過額の当期認容額	14				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	15				
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」又は「29」)	16			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」)	17			※	
	株式譲渡益過大	22	3,000,000	3,000,000		

【別表 5 (1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	〇〇・〇・〇 〇〇・〇・〇〇	法人名	〇〇社	
I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③	
			減	増		
		①	②	③	④	
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円	
積 立 金	2					
外 国 普 通 株 式	3		3,000,000		△3,000,000	

(注) 外国普通株式の会計上の帳簿価額は 17,000,000 円であり、別表 5 (1)の残高△ 3,000,000 円を調整すると税務上の帳簿価額 14,000,000 円に一致します。

【外国優先株式を外国普通株式へ転換した場合の概要図】



- (注) 1 : 外国優先株式の払込時は 10 米国ドル×10,000 株=100,000 米国ドルであり、転換時の時価は 20 米国ドル×10,000 株=200,000 米国ドルであることから、外貨ベースでの譲渡益 100,000 米国ドル (8,500,000 円) が発生しています。
- 2 : 投資額 100,000 米国ドルは 5,500,000 円の為替差損が発生しています。
- 3 : 外国優先株式の取得価額は 14,000,000 円であり、転換時の円換算額 17,000,000 円との差額の 3,000,000 円 (8,500,000 円-5,500,000 円) の譲渡益は繰延処理されます。
- 4 : 外国普通株式の取得価額は、時価の 2 米国ドル×100,000 株×@85 円/\$ = 17,000,000 円ではなく、外国優先株式の帳簿価額 14,000,000 円となるため、① 2 米国ドル×100,000 株×@70 円/\$ = 14,000,000 円とすべきであるのか、② 1.647 米国ドル×100,000 株×@85 円/\$ = 14,000,000 円とすべきであるのか、明確な規定は見当たりませんが、③ 1 米国ドル×100,000 株×@140 円/\$ = 14,000,000 円として、外国優先株式の取得時の外貨及び為替レートを引き継いだと考えることもできます。

(了)